

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

規則	ページ
○秋田県財務規則の一部を改正する規則(三一・財政課)……………1	
○秋田県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則(三二・自然保護課)……………2	
告 示	
○市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正(三四九・分権改革推進室)……………2	
○秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程(三)……………2	

規 則

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十一号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第六号中、「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所」を削り、同項第十四号中「及び北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所の総務班長」を削る。

第七条第三項中「秋田県職員被服貸与規程(昭和四十三年秋田県訓令第一号)第二条の規定により」を「職員がその職務を遂行するために」に改める。

第七条の二中「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所長」を「北秋田地域振興局総務企画部大館事務所長」に改める。

第八条の二第二項中「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所」を「北秋田地域振興局総務企画部大館事務所」に、「北秋田地域振興局総務企画部県税課」を「北秋田地域振興局大館福祉環境部の総務を担当する班長の」に、「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所長」を「北秋田地域振興局総務企画部大館事務所長」に改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第八条の三第一項第二号を次のように改める。

二 北秋田地域振興局総務企画部大館事務所長の専決事項 北秋田地域振興局総務企画部長

第八条の三第一項第四号中「及び北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所」を削り、同項第五号中「及び北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所」を削り、「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所長」に改め、同条第二項中「及び第五項」を削り、同項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削る。

第十一条第六項中「又は北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所長」を削り、「又は北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所の出納」を「の出納」に改め、同条第八項中「又は北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所の出納」を「の出納」に改め、「又は北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所長」を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項中「秋田地域振興局」を「北秋田地域振興局、秋田地域振興局及び仙北地域振興局」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 東京事務所長、北海道事務所長、大阪事務所長、名古屋事務所長及び福岡事務所長の職にある出納員が不在の場合においては、その委任された事務について、東京事務所にあつては総務班長である出納員が、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所にあつては物産及び観光を担当する班長である出納員が代決することができる。

第十二条の表地域振興局の項中「秋田地域振興局」を「北秋田地域振興局、秋田地域振興局及び仙北地域振興局」に改め、同表地域振興局北秋田地域振興局大館地区総合事務所長の項を削る。

第十二条の二中「又は北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所長」を削り、「又は北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所の出納」を「の出納」に改める。

第十三条第一号の表地域振興局の項中「秋田地域振興局」を「北秋田地域振興局、秋田地域振興局及び仙北地域振興局」に改め、同表地域振興局北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所の出納を担当する班長の項を削り、同表に次のように加える。

東京事務所	総務企画課総務班長	東京事務所総務企画課長の職にある出納員の事務を補助執行する。
北海道事務所		北海道事務所長の職にある出納員の事務を補助執行する。
大阪事務所		大阪事務所長の職にある出納員の事務を補助執行する。
名古屋事務所	観光及び物産を担当する班長	名古屋事務所長の職にある出納員の事務を補助執行する。
福岡事務所		福岡事務所長の職にある出納員の事務を補助執行する。

第十三条第二号の表地域振興局の項中「秋田地域振興局」を「北秋田地域振興局、秋田地域振興局及び仙北地域振興局」に改め、同表地域振興局北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所に属する所長及び出納を担当する班長以外の職員(現業職員を除く。)の項を削り、同表中

東京事務所	総務企画課に課長以外の庶当する職員
北海道事務所	所長以外の職員
大阪事務所	
名古屋事務所	
福岡事務所	

員	東京事務所 総務企画課長及び総務班長以外の庶務を担当する職員
を	北海道事務所 所長並びに観光及び物産を担当する班長以外の職員
	大阪事務所
	名古屋事務所
	福岡事務所

め、同条第三号の表知事公室の項中「情報公開課」を「情報公開センター」に改め、同表地方公所の項中「秋田地域振興局」を「北秋田地域振興局、秋田地域振興局及び仙北地域振興局」に改め、「又は北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所長」を削り、同条第四号の表地方公所及び物品公所の項中「又は北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所長」を削る。

第百四十八条中「秋田地域振興局」を「北秋田地域振興局、秋田地域振興局及び仙北地域振興局」に改める。

第三百四十二条第一号中、「地域振興局長及び北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所長」を「及び地域振興局長」に改める。

第三百四十八条第二号中「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所」を「北秋田地域振興局総務企画部大館事務所」に改める。

第三百五十一条中「又は北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所長」を削る。

別表第一中「第二条」を「第二条関係」に改め、同表知事公室の項中「各課長」を「各課長 情報公開センター長」に改め、同表健康福祉部の項中「各チームリーダー」を「県立病院改革推進室長 保健医療IT化推進チームリーダー」に改め、同表生活環境文化部の項中「安全・安心まちづくりチームリーダー」を「菜の花バイオエネルギーチームリーダー」に改め、同表農林水産部の項中「食の国あきた推進チームリーダー」を削り、同表産業経済労働部の項中「活き活き物産応援チームリーダー」を「食彩あきた推進チームリーダー」に改める。

別表第二中「第二条」を「第二条関係」に改め、同表教育長の

項中「子ども博物館」を削る。

附則
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

秋田県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日
秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十二号

秋田県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則
秋田県自然環境保全条例施行規則（昭和四十九年秋田県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第十四条第一項」を「第十四条」に改め、「の各号」を削る。

第十四条第一号ハ(イ)を次のように改める。

(イ) 沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二号第一項に規定する沿岸漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。第十八条第一号へにおいて同じ。）の構造の改善に関する事業に係る施設

第十四条第一号ハ(ロ)中「以下」を削り、「除き、」の下に「以下」を加え、同号ハ(ウ)中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改め、同号ハ(イ)中「第二号第一項第十四号」を「第二号第一項第十六号」に改め、同号ハ(ロ)を(イ)とし、(イ)から(イ)までを一つずつ繰り上げ、同号ハ(イ)中「第五十七号第一項」を「第九十二条第一項」に、「第六十九号第一項」を「第九十九号第一項」に、「第七十条第一項」を「第一百十号第一項」に改め、同号ハ(イ)中「(イ)又は(ロ)から(イ)」を「(イ)若しくは(ロ)から(イ)」に改め、同号ハ(ロ)を同号ハ(イ)とし、同号ハ(イ)を同号ハ(ロ)とし、同号二(イ)中「ロ又はハ」を「からハまで」に改め、同号二(ロ)中「こえる」を「超える」に改め、同号ホ並びに同条第二号二及びホ並びに同条第三号二及びホ中「ロ又はハ」を「からハまで」に改め、同条第四号二中「第五十七号第一項」を「第九十二条第一項」に改め、同条第五号ホ中「露天掘り」を「露天掘り」に改める。

第十八条中「次の各号」を「次」に改め、同条第一号二中「ロ、ハ」を「からハまで」に改め、同号へ中「沿岸漁業等振興法第八号第二号に掲げる事項を行うために必要な同条第一項の構造改善事業」を「沿岸漁業の構造の改善に関する事業」に改

め、同号ヲ中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改め、同号タ中「第八十六条第三項」を「第四十一条第三項」に改め、同号ラ中「まで、」を「まで」に改め、同条第三号二中「あつては」を「あつては、」に改め、同条第五号ロ中「（単木択伐に限る。）」を加え、同条第八号チ中「免許」を「許可」に改め、同条第九号イ中「第二十二号の十一第一号」を「第二十二号の十一第一号第一項」に改め、同号へ中「第五十七号第一項」を「第九十二条第一項」に、「第六十九号第一項」を「第九十九号第一項」に、「第七十条第一項」を「第一百十号第一項」に改め、同号ト中「第四条第六項」を「第五条第六項」に改める。

第三十二条第一号第二号中「第六十九号第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同項第三号中「第七十条第一項」を「第一百十号第一項」に改める。

第三十六条第一号中「第二十四号第一項」を「第二十四条」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田県告示第三百四十九号
市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等（平成十八年秋田県告示第三百三十六号）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月三十日
秋田県知事 寺 田 典 城

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
一 大館市	平成十七年四月一日
二 横手市	平成十九年四月一日

第二第二十七号の表三の項中「横手市、」を削る。
第二第二十八号の表を次のように改める。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
--------	---------------

一	大館市	平成十七年八月一日
二	横手市	平成十九年四月一日

監 査 委 員 告 示

秋田県監査委員告示第三号

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年三月三十日

秋田県監査委員

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程（昭和五十三年秋田県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「班長」を「班長を、上司の命を受けて高度かつ専門的な知識又は技術を必要とする特定の重要事項の企画、調整等に関する事務をつかさどるため専門主幹」に改める。

第十一条第五項中「秋田県行政文書管理規則（平成十三年秋田県規則第十一号）及び秋田県行政文書管理規程（平成九年秋田県訓令第二号）の規定」を「知事の事務部局」に改める。

第十二条中「秋田県人事事務取扱規程（昭和四十二年秋田県訓令第四号）の規定」を「知事の事務部局」に改める。

第十三条第三項中「の職員」を削る。

附 則

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十八年十二月二十六日（号外第五号）公布精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則

（原稿誤り）

一 上 二十七 「精神科病院等」 「精神科病院等」に改め

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄